

令和8年度 耐震診断助成金の申請について

助成対象住宅	市内に昭和56年5月31日以前に新築工事に着手された木造2階建て以下の戸建て住宅で、所有者自らが利用するために延べ床面積の2分の1以上を居住の用に供している住宅
助成対象者	助成対象住宅を所有する個人 (共有の建築物にあっては共有者全員の合意による代表者)
助成金額	耐震診断費用(消費税を除く)の2分の1以内で、上限額を 5万円 とする。
対象棟数	20棟(先着順) 予算の範囲内で決定します。
申請期間	令和8年4月1日(水)から11月30日(月)まで 受付は、土曜・日曜・祝日を除く平日の午前8時30分から午後5時15分までです。(正午から午後1時までを除く。)
申請方法	申請書に必要事項を記入のうえ、添付書類とともに住宅政策課へ直接お持ちいただくか、郵送(当日消印有効)で提出してください。(別紙、様式第1号)
診断機関	次のいずれかに該当する者 (別紙、名簿参照) ・東京都建築士事務所協会西多摩支部に属している者 ・東京都木造住宅耐震診断講習修了者で市内に事務所等を有しているもの
注意事項 (必ずお読みください)	<ul style="list-style-type: none">・この制度の利用は、同一の住宅に対して1回限りです。・助成の申請から完了報告まで、同一年度内に行ってください。・<u>必ず契約をする前に、住宅政策課へ相談のうえ、申請を行うようにしてください。</u>契約後や診断着手後、診断完了後の助成金申請はできません。・<u>助成の決定通知を受けてから耐震診断の契約を締結し、診断を行ってください。</u>・<u>診断を中止する場合は、交付決定を受けた日の属する年度の12月下旬までに中止届を住宅政策課へ提出してください。</u>・耐震改修等を行う前に石綿含有の有無の事前調査や調査結果の報告が必要となる場合があります。詳細については、生活環境課 生活環境係にご相談ください。

手続の流れは、裏面をご覧ください。

耐震診断助成金交付までの手続きの流れ

1 事前相談

助成金を受けようとする方は、事前に住宅政策課まで相談してください。
書類の配布及び診断機関（東京都建築士事務所協会等）の紹介を行います。

2 見積り依頼

診断機関を選んでいただき、調査内容をご確認のうえ見積りを依頼してください。

3 助成金の申請

様式第1号「あきる野市木造住宅耐震診断費助成金交付申請書」に必要事項を記入の
うえ、添付書類（各1部）とともに住宅政策課へ提出してください。

◆添付書類

- ①耐震診断に要する費用の見積書の写し 及び 費用明細書の写し
- ②助成対象住宅の建築時期が確認できる書類
- ③助成対象住宅の所有者が確認できる書類
- ④代表者確認書（共有の建築物である場合）
- ⑤その他市長が必要と認める書類

4 助成金の決定

提出された申請書類等の内容を審査し適当と認めるときは、申請者の方へ、様式第
2号「あきる野市木造住宅耐震診断費助成金交付決定通知書」を交付します。

5 契約締結 及び 実施

交付決定通知後に診断機関と耐震診断の契約を締結し、診断を実施してください。
診断は、交付決定を受けた日の属する年度の2月末を目処に完了願います。

6 完了報告

耐震診断が完了したら、様式第5号「あきる野市木造住宅耐震診断完了報告書」に必
要事項を記入のうえ、添付書類（各1部）とともに速やかに住宅政策課へ提出してくだ
さい。

◆添付書類

- ①耐震診断契約書の写し
- ②耐震診断費の領収書の写し 及び 費用明細書の写し
- ③現地調査の写真
- ④耐震診断結果報告書の写し
- ⑤その他市長が必要と認める書類

7 助成金の額の確定

提出された完了報告書類等の内容を審査し適当と認めるときは、助成決定者の方へ、
様式第6号「あきる野市木造住宅耐震診断費助成金交付額確定通知書」を交付します。

8 助成金の請求

交付額確定通知後に様式第7号「あきる野市木造住宅耐震診断費助成金交付請求書」
を住宅政策課へ提出してください。

9 助成金の交付

提出された請求書に記載の指定口座へ助成金を振り込みます。